

会 議 要 旨

会議名	平成30年度館山市青少年問題協議会
開催日	平成31年2月6日(水) 午前10時から
開催場所	館山市コミュニティセンター 2階 第2学習室
出席者	会長(市長)、委員16名、事務局3名
公開・非公開の別	公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	0名

【会議概要・結果等】

1. 開会

2. 館山市青少年問題協議会会長(館山市長)あいさつ

委員の皆様においては、日頃から青少年の健全育成に多大なるご尽力を賜り感謝している。館山市としては、地域の方々の協力を得ながら、児童を対象にスポーツや季節行事などを行う、放課後子ども教室や公民館・図書館講座など、青少年の健全育成を念頭に、様々な事業を展開している。各地域においても、青少年相談員や地域の方々に、青少年を対象とした様々な事業を実施するなど、日頃から青少年の健全育成にご協力いただいている。心から感謝申し上げる。今後とも、青少年問題協議会を通じて、青少年育成団体や関係養成機関との連携を一層強化し、青少年が心身ともに逞しく、心豊かに成長できるようなまちづくりを進めていきたい。引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

3. 委嘱状交付

4. 委員自己紹介

5. 議事(◎⇒委員質問、意見 ●⇒事務局説明)

(1) 平成30年度館山市青少年健全育成関連事業報告について

・事務局(生涯学習課)より平成30年度に実施、また、実施予定の事業概要について説明を行った。また、青少年を対象とした各種ソフト事業について、その多くを教育委員会が実施していることから、教育委員会各課が実施する事業報告が中心となっているが、青少年健全育成に関しては、福祉部局等も含め全庁的に対応している旨、併せて説明を行った。

(2) 意見交換

◎館山市の特色の1つとして、今年度から園と小学校の接続をスムーズにするため、コーディネーターを配置した。園児と小学校1年生はかなりギャップがある。コーディネーターの先生が年間を通して見ながら、少しでもスムーズに小学校1年生に入ることができて、全小学校配置できるようにコーディネーターを配置している。小学校と中学校の間にもコーディネーターを置いている。一中学区で1人、二中学区で1人、三中学区で1人配置している。学区内の小学校をコーディネーターが回り、中学校に足を運び、小学校6年生と中学校1年生のスムーズな接続を行い、成果を上げている。

- ◎スポーツ少年団では県外からの選手を招いての大会もある。その中で、臆することなく館山市の選手が頑張れるというのも、学校の先生方の指導の成果である。
スポーツをやるだけではなく、トライアスロンと若潮マラソンのときには、子どもも親も積極的にボランティアに参加している。ゴールエイドや途中のエイドステーションで、選手たちを応援し、ありがとうと言われる。自分たちが頑張っているときにも応援をもらって力をもらい、トライアスロンやマラソンのときには、自分たちが選手に力をあげる、というような活動を行っている。子どもが卒業しても、保護者だけでも手伝うと言って参加してくれる。スポーツだけではなく、人間性も育てていけるように頑張っている。
- ◎過去に地域貢献で、サッカーチームの子どもたちで沖ノ島のゴミ拾いをしてもらったこともある。サッカーを通じた地域間交流も行っている。夏に柏などの合宿にくる子どもたちと一緒にサッカーをする、県内外から 20 チーム程、保護者や子どもたちを呼び交流する等、行っている。年 2 回、チーム内の親子のふれあいでクリスマス会や親子フットサル等を行っている、ここ 2 年は親子フットサルの代わりに、幼稚園生～小学 6 年生までの混合チームを作り、試合をし、年下の子どもの面倒を見るような機会も設けている。たまに言葉の暴力は発生することもあるが、担当コーチや保護者、子どもとも話しながら、和解する方向で動いている。
- ◎小学校で読書の習慣をつけるため、毎朝読書タイムを設けている。活字に触れさせたいが、図書室の蔵書が少なく冊数が足りない。移動図書館が定期的に来てくれるため、非常に助かっている。子どもたちも頻繁に利用し、1 回に 4、5 冊借りる子どもも多い。
放課後子ども教室は毎週木曜日に行っている。4 月か 5 月頃に俳句教室を行った。PTA がブログにあげたところ、BS の俳句番組から芸能人と子どもたちの俳句対決をやりたい、という連絡を頂いた。生涯学習課、保護者と相談し、放課後子ども教室で調整した結果、ロケが決定した。3 月下旬頃に放送する予定。
- ◎安房高校の部活動では、地域の小中学生、幼稚園生との交流も含めて行っている。柔道部は放課後に安房高校の生徒だけで練習するのではなく、地域の小中学生、幼稚園生と先生方にも来ていただいて、集団で子どもたちを指導する体制をとっている。将来的には安房高校に進学し、柔道部に入ってもらうことに繋がることを期待しているが、地域で柔道を盛んにすることという目的もある。
野球部は、小学生の指導をする取組みをしている。自分で技術を理解するだけではなく、人に伝えることで、さらに技能がアップする。小学生への指導は、高校生にも有意義であり、小学生にとっても高校生のお兄さんと活動したことが良い思い出になる。
書道部や美術部は、イオンに招待していただいたり、旧安房南高校校舎の公開の際にパフォーマンスをしたりして、地域の方々に見てもらう機会を設けている。学校の中だけで高校生に見てもらう、高校生の大会で高校生と交流するだけではなく、地域の方に見てもらうことは、高校生にとって非常にプレッシャーにもなるが、励みにもなるため、成長の面では非常に有効である。
安房高校では平成 26 年から「教員基礎コース」を設けている。県内では 4 校で設けられている。希望する生徒が 2 年次に出身の小学校、3 年次に出身の中学校に行き、小中の先生方の指導を見せていただいたり、先生が指導している時に個々の児童の対応をしたり、教育実習の真似のようなことをしている。小学生にとっても年の近いお兄さん、お姉さんが来ることは有効であり、高校生にとっても実際に経験することで、教員になりたい気持ちたちが確固たるものになるため非常に有効である。平成 26 年に始まったため、来年度あたり

教員になる卒業生が出てくる予定である。今後は教員基礎コースで学んだ生徒がどのような進路を辿るか、学んだことがどのように役に立ったか、ということ調べていこうと考えている。

- ◎青少年相談員では、各学校に手紙で募集をかけ、参加者を募っているのですが、参加者は元気な子どもが多い。「少年の日・地域のつどい安房地区大会」は、ドッジボール大会だが、残念ながら館山市は最近あまり良い成績を残せていない。過去に携わった際に、良い成績を残そうと館山小学校から1チーム出場し、優勝した。普段知らない子といきなりチームを作るより、普段一緒にいる子どもたちの力だと感じた。
- 親子写生大会は、猛暑の中行った。最近、スマートフォンの使用が問題となることが多いが、このような場では、子どもが描きたいと思うものを親がスマートフォンで写真に撮り、涼しいところで絵を描かせるという活用も見られた。
- 成人式の手伝いをした。想像より悪いことをする人は見受けられなかった。

(3)「青少年ネット被害の状況及び対策」について

- ・千葉県庁環境生活部県民生活・文化課 子ども・若者育成支援室より、青少年を取り巻くネット被害の状況・対策についてお話を伺った。概要は以下のとおり。
- ・全国的なインターネットの利用状況は小学生が86.3%、中学生が92.4%、高校生は98.6%となっている。スマートフォンの利用は小学生は29.9%、中学生は58.1%、高校生は9割以上が自分専用のもを持っている。
- ・インターネットの利用目的は、小学生はゲーム、YouTube、SNS、中学生になるとSNSの割合が高くなり、高校生ではほぼSNSを利用するために使用している。利用する時間は小学生は約1時間、中学生は約2時間、高校生は約3時間。2時間以上利用している割合は小学生が約20%、中学生が約50%、高校生が約70%で、高校生になるとほぼ体の一部に近い状況になっている。
- ・インターネットは子育て世代から利用されている。
- ・10～11歳は親のタブレット、12歳は自分専用の通信機能付きゲーム機を利用することが多い。今のゲームの主流はインターネットゲームである。これまでは自分だけのソフトでやっていたものが、インターネットを使い、他の人とチームを組むようなものが多くなっている。13歳になると、自分専用のスマートフォンを持ち始め、中学校を卒業してからスマートフォンの利用率が急増する。
- ・スマートフォンと学習成績の関係は、平成29年4月に行われた、中学3年生対象の「全国学力・学習状況調査」によると、スマートフォンを4時間以上使っている人と持っていないという人では10点以上点数に差が開いている。
- ・警察庁によるH29のSNS等に係る被害の状況では、被害に遭った件数は、右肩上がりである。出会い系サイトは下がっているがH20に「出会い系サイト規制法」が改正されたからと考えられる。被害の種類は青少年健全育成条例違反（おいせつ行為等）、児童ポルノ、児童買春等、ニュースでも取り沙汰されている。児童ポルノについてはスマホ等で簡単に写真や動画を送れることに起因している可能性がある。
- ・年齢別の被害の推移は中学生（12～3歳）から増え始め、高校生にあたる年齢が多い。被害者は高校生が約半数、中学生が40%となっている。SNSは約9割スマートフォンから利用されている。
- ・千葉県警の平成30年度上半期の報告では、コミュニティサイトの被害が、H29と比べて、22人から30人と増加している。内訳は県の健全育成条例の違反は14人、児童ポルノは

- 12人、児童買春は4人となっている。年齢別ではもっとも多いのが16歳で、すべてスマートフォンからサイトにアクセスして被害に遭っている。
- ・使用できるアプリや時間を制限し、有害サイトをブロックする「フィルタリング」という機能もある。被害に遭った人は30人中29人がフィルタリングをしていなかった。つまりフィルタリングをしていれば被害に遭いにくいということが言える。
 - ・千葉県では青少年ネット被害防止対策事業として「ネットパトロール」を行っている。インターネット上のトラブルから青少年を守る、という趣旨で行っている。県立、市町村立中高、特別支援学校等を対象に監視している。
 - ・主な問題のある書き込みは、自分自身の個人情報公開している場合、友だちを含めた他人の個人情報公開している場合、誹謗中傷（ネットいじめ）に係るような場合、問題行動（飲酒・喫煙）、わいせつな写真を載せている場合。問題のある場合は教育委員会を通じ学校へ情報提供をしている。今年度は館山市の事例は名簿の写真の投稿の1件。
 - ・男女別だと、女子生徒が6割だが、被害がニュース等で出てきている影響で、顔の写真を加工したり、個人を特定できないように書き込むケースが増えてきているので、今年度の男女比は半々くらいである。・学年別だと高校1年生が最も多い。
 - ・ネットで怖いのが拡散被害。いつの間にか知らない人にまで自分の情報が晒され、悪用される。
 - ・保護者の啓発も必要である。親の世代の40～44歳で2時間以上利用するのは約4割。保護者の注意点の認識は、法律違反系は約8割と分かっている。公序良俗・SNSに関しては約7割わかっているが、ネット決済についてはわかっていない人が64.3%である。親の名義のクレジットカードでの決済は返品ができない。親のスマートフォンで登録されているカード番号を使い、簡単に買い物・課金ができる。
 - ・ネットの過度の利用についても理解が低い。ネット依存・ゲーム障害の認知度は低い。プロセス依存と言われ、ギャンブル依存と似た傾向を示す。WHOが病気として認定したため、今後対策が必要である。
 - ・何も知らず、無条件に子どもにインターネットを使える環境を与えている親もいることが、被害を生み出している。
 - ・保護者にお願いしたいのは①家庭のルール、②ペアレンタルコントロール③フィルタリングの3つである。家庭のルールはそれぞれのお子さんに合ったものを作る。ペアレンタルコントロールはパソコンやスマートフォンで使う時間・アプリ、閲覧するサイトを制限できる機種もある。
 - ・インターネットは危険性もあるが、今後生きていく上で便利な生活に繋がる。うまく利用してもらえればと思う。

(4) 意見交換会

◎講師の方からも話があったが、今、青少年のネットトラブル、特にSNSが原因となる事件が非常に多い。昨年度館山警察署では、館山市の児童・生徒がSNSで被害に遭ったということはない。しかし、東京に近い地域では急増している。まだ暫定値だが、講師の資料にあった平成29年度のスマートフォン普及率に比べ、平成30年度はかなり増加している。特に中学生が被害に遭う事件が昨年から増えている。

フィルタリングは法律が改正され、義務化となった。現在携帯事業者でも購入する際に、フィルタリングの説明が義務化されている。児童・生徒が使う携帯電話にフィルタリングするのは当たり前である。携帯電話自体でインターネットに接続できる「3G」「LTE」という電波通信に加えて、「Wi-Fi」という通信があるが、携帯会社のフィルタリングでは

「Wi-Fi」は対象にならない。フィルタリングのアプリを入れなければならない。便利さがある反面、分かりづらくなっている。

SNSの被害で多いのは、「Twitter」は児童ポルノ、児童買春、青少年健全育成条例違反、性犯罪、「LINE」では主にいじめ問題である。被害を防ぐためには、フィルタリングもそうだが、まずは使用する児童に正しい知識を学ばせること。インターネットは便利な反面、向う側の顔が見えないため、危険性は十分にあることを教えていく必要がある。

警察では、学校から依頼を受ける形で、本部の専門の担当官を呼んで、インターネットの安全教室を実施している。ぜひ実施をご検討いただければ。

インターネットに載せたデータは二度と消せないこと。書き込みは不特定多数の人、世界中のだれも見られるということ。警察的な立場から言えば、通信記録は全て電波会社に残っている。いじめ目的やいたずら目的の、法に触れるような書き込みは警察で調べれば誰がやったか特定できる。このことを子どもたちに教え、正しい知識と危険性があることをよく教育していくことが被害を減らす第一歩となる。

◎館山市の現状としては、昨年「いじめ防止対策連絡協議会」を開催した。市内小中学校の校長先生や保護者、関係者で組織している。市内14小中学校でスマートフォンあるいは携帯電話を持っている率は全国的な状況とほぼ同じである。

対策として、全小中学校で関係者を呼んで、児童にネット被害についての講話を行っている。保護者向けにも行っているが、参加が自由なため、なかなか参加者が少ない。

◎県北の方では大きな問題となっている。子どもたちのネットに対する知識が無い。インターネットに1回載せたら消せない、大変危険なことだということが、まず子どもたちの知識、意識に無い。

保護者が把握していないことも問題である。保護者に勉強会を開催するが、参加出来ない保護者にどのように伝えるか非常に問題になっている。

保護者や子どもたちと関わる機会の多い、本日集まった委員がそのような意識を持ち、伝えていくことが大切。1人が1人に話をするより、20人が1人に話をするより20倍の効果になる。今、館山市では犯罪は起きていないが、犯罪に近いことは起きている。県北の方で挙がっている件数も、表に出たものだけであり、氷山の一角である。見えないところで犯罪に近いようなことが起きている。共通認識しておかないと取り返しがつかなくなる、と危機感を持っている。

◎高校生になったとき、中学生になったときの被害が多い。その根本に、新しい環境、新しい人間関係への不安がある。複数の学校、大勢の人に出会う中で、現実で人間関係が築けないために、インターネットで繋がる感覚、誰かに分かってもらえているという仮想の感覚を得てのめり込んでいく。そこに悪い大人がいて、入り込んでしまう。学校に上がるときや、思春期に教育の領域で、現実の人間関係を築く力が弱くなってきているフォローする教育をして、子どもたちに力をつける。館山市だけではなく全国の子どもたちに必要。

◎環境の変化というのは1つの大きな要因。人間関係の構築等が上手くいかず、インターネットやゲームに依存する。そこをうまく学校が受け入れ、フォローしてもらいたい。

◎人権教室を主に小学校でやっている。いわゆるいじめ教室である。法務局から借りた資料にインターネット問題の紙芝居がある。去年1校だけ試験的に豊房小で行った。優しい紙芝居だから食いつきも良かった。これからネット社会になる。小学校からこういった教育

をし、小さいときから理解をしてもらおう。

いじめはその場では終わらない。保護司もやっているが、いじめから犯罪につながったケースも何件か保護した。紙芝居などからお手伝いできればと思う。

人権教室に参加した児童 8 名の中で、DS をほとんどの児童が持っていた。授業の最後に将来なりたい職業について聞いたところ、ネット関係でゲームを作る人になりたいという児童が 8 名中 3 名いた。

◎現在安房地区で保護観察は子どもと大人併せて 26 件ある。インターネット問題に関するものが 1 件館山市内であった。校内暴力と女子生徒へ裸の写真を送るよう要求した事例である。

以上